

# ○津山工業高等専門学校専攻科運営規程

〔 平成9年4月1日  
規 程 第 1 号 〕

改正 平成12年3月31日規程第8号 平成15年8月26日規程第14号  
平成16年3月19日規程第12号 平成18年4月1日規程第37号  
平成23年2月25日規程第3号 平成29年3月21日規程第14号  
令和元年12月18日規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校学則第37条の規定に基づき、津山工業高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専攻科長及び専攻主任)

第2条 専攻科に専攻科長及び専攻科の各専攻に専攻主任を置く。

- 2 専攻科長及び専攻主任は、専攻科を担当する教員のうちから校長が任命する。
- 3 専攻科長は、専攻科の運営に関することを掌理する。
- 4 専攻主任は、専攻科長を補佐し、専攻の運営に当たる。
- 5 専攻科長及び専攻主任の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第3条 専攻科に、校長の諮問に応じて、専攻科に関する基本的事項を審議し、その円滑な運営を図るため、津山工業高等専門学校専攻科運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜に関すること。
- (2) 教育課程の編成及び教育計画の立案に関すること。
- (3) 学生の進学及び就職に関すること。
- (4) 学生生活に関すること。
- (5) その他専攻科の運営に関すること。

(組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成し、校長が任命する。

- (1) 専攻科長

- (2) 専攻主任
- (3) 各系から推薦された教員各 1 人
- (4) 総務課長及び学生課長
- (5) その他校長が必要と認めた者

2 前条の事項のうち、特に重要と思われる事項の審議にあたっては、校長、主事及び事務部長は、前項に規定する構成員に加わるものとする。

3 第 1 項第 3 号に掲げる委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、専攻科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、前条第 2 項の規定により、校長が構成員となった場合は、校長は、委員会の議長を務めるものとする。

3 委員長に事故あるときは、専攻主任がその職務を代行する。

(委員会の運用)

第 7 条 第 4 条に規定する事項以外の専攻科に関する具体的事項については、校長の諮問に応じて、関連する本校の各委員会がそれぞれ審議するものとする。

(委員以外の出席)

第 8 条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第 9 条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、専攻科の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て校長が定める。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 31 日規程第 8 号)

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 8 月 26 日規程第 14 号)

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 19 日規程第 12 号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日規程第37号）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年2月25日規程第3号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日規程第14号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月18日規程第8号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。